

第四十八回 参議院公職選挙法改正に関する特別委員会会議録第五号

昭和四十年四月十三日(火曜日)

午後一時八分開会

委員の異動

三月二十五日
田上 松衛君 補欠選任
中村 正雄君

三月三十一日
館 哲二君 補欠選任
新谷寅三郎君

出席者は左のとおり。

委員長 白木義一郎君
理事 後藤 義隆君
中村 正雄君

委員

石原幹市郎君
小林 武治君
郡 祐一君
西郷吉之助君
新谷寅三郎君
長谷川 仁君
吉江 勝保君
加瀬 完君
鈴木 壽君
横川 正市君

衆議院議員

鈴木 善幸君
山中日露史君
山下 榮一君
自治省選挙局長 長野 士郎君
事務局側 常任委員会専門員 鈴木 武君

本日の会議に付した案件

○理事の補欠互選の件

○公職選挙法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

○委員長(白木義一郎君) ただいまから公職選挙法改正に関する特別委員会を開会いたします。最初に委員の異動について報告いたします。

三月二十五日、田上松衛君が辞任され、その補欠に中村正雄君が、また、三月三十一日、館哲二君が辞任され、その補欠に新谷寅三郎君が、それぞれ選任されました。

○委員長(白木義一郎君) 次に、理事の補欠互選についておはかりいたします。

委員の異動に伴いまして、現在当委員会に理事が欠員となっておりますので、この際、理事の補欠互選を行ないます。

互選の方法は、成規の手続を省略し、便宜その指名を委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)
○委員長(白木義一郎君) 御異議ないと認めました。それでは、理事に中村正雄君を指名いたします。

○委員長(白木義一郎君) 公職選挙法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案は、去る九日、衆議院から提出され本委員会に付託されました。

まず、提案理由の説明を聴取いたします。衆議院議員鈴木善幸君。

○衆議院議員(鈴木善幸君) ただいま議題となりました公職選挙法の一部を改正する法律案につきまして、私は自由民主党、日本社会党及び民主社

会党を代表してその提案理由及びその内容の概略を御説明申し上げます。

御承知のとおり、昨年七月十日に公職選挙法の一部が改正され、衆議院選挙または参議院選挙につきましては、それぞれ次の総選挙または次の通常選挙から実施することとされたのであります。これが制度面及び運用面について、さらに検討を加えました結果、さしあたり改正を行なうことが適当であると認められる事項を取りまとめ、公職選挙法の一部を改正する法律案として、今日、提出することとした次第であります。

以下、そのおもな内容について概略御説明いたします。

第一は、補充選挙人名簿の登録手続及び調製手続の合理化をはかるため、補充選挙人名簿は、選挙期日の公示または告示の前日までに登録の申し出をした者について調製することとし、選挙期日の公示または告示後に登録の申請ができる制度を廃止することとしたのであります。

また、登録の申し出をするにあたり、必要がある場合には、現に効力を有する選挙人名簿またはその抄本の閲覧を求めることができることとしたのであります。

なお、右に伴い、登録の申し出及び選挙人名簿等の閲覧の請求は、市町村の選挙管理委員会の職員の執務時間内にしなければならぬこととしたのであります。

第二は、運行中の選挙運動用自動車または船舶の上において選挙運動のための連呼行為をすることができる時間が、衆議院選挙及び知事選挙の場合と参議院選挙の場合とで相違してありますので、これを統一して、一律に午前七時から午後八時までの間に限ることとしたのであります。また、運行中の確認団体の自動車の上において政治活動のための連呼行為をすることができるよう

間についても、右の場合と同様に統一することとしたのであります。

以上がこの法律案の要旨であります。何とぞすみやかに御賛同あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(白木義一郎君) 本案についての質疑は、次回以降に行なうことといたします。

本日は、これにて散会いたします。
午後一時十三分散会

四月九日本委員会に左の案件を付託された。(予備審査のための付託は四月三日)

一、公職選挙法の一部を改正する法律案(衆)

公職選挙法の一部を改正する法律案
公職選挙法の一部を改正する法律案
公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二十七条(補充選挙人名簿の縦覧)」を「第二十七条(補充選挙人名簿の縦覧等)」に、「第二百二十二条(補充選挙人名簿の縦覧)」を「第二百二十二条(同時選挙の場合の補充選挙人名簿)」に改める。

第二十六条第一項中「補充選挙人名簿調製の期日」を「当該選挙の期日の公示又は告示の日」に、「登録の申請又は」を「当該選挙の期日の公示又は告示の前日までに」に改め、同条第三項中「補充選挙人名簿調製の期日」を「当該選挙の期日の公示又は告示の前日までに」に改め、「申出により」を「申出をしたことにより」に改め、同条第四項中「補充選挙人名簿調製の期日」を「当該選挙の期日の公示又は告示の日の現在」に改め、同条第六項を次のように改める。

6 第二項の規定による補充選挙人名簿の登録の申出をしようとする者は、当該市町村の選挙管理委員会に対し、現に効力を有する基本選挙人名簿及び補充選挙人名簿又はこれらの抄本の閲覧を求めることができる。

第二十七条の見出し中「縦覧」を「縦覧等」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 市町村の選挙管理委員会は、あらかじめ補充選挙人名簿の縦覧の場所を告示しなければならぬ。

第二十七条第三項中「調製、縦覧、異議の申出に対する決定及び確定に関する期日及び期間並びに申請の期間及び方法は、政令で定めるところにより」を「調製の期間並びに縦覧、異議の申出に対する決定及び確定に関する期日及び期間等は」に改める。

第二百二十二条の見出しを「(同時選挙の場合の補充選挙人名簿)」に改め、同条に次の一項を加える。

2 第百十九条(選挙の同時施行)第一項又は第二項の規定により同時に選挙を行なう場合においては、補充選挙人名簿については、選挙の期日がさきに告示された選挙につき調製された補充選挙人名簿によるものとする。

第百四十条の二第一項中「衆議院議員及び都道府県知事の選挙において午前九時から午後五時までの間に限り、参議院議員の選挙において午前七時から午後八時までの間に限り」を「衆議院議員、参議院議員及び都道府県知事の選挙において午前七時から午後八時までの間に限り」に改める。

第二百一十二条の二第一項中「衆議院議員及び都道府県知事の選挙については午前九時から午後五時までの間に限り、参議院議員の選挙については午前七時から午後八時までの間に限り」を「衆議院議員、参議院議員及び都道府県知事の選挙については午前七時から午後八時までの間に限り」に改める。

第二百七十条の二に次のただし書を加える。
ただし、第二十六条第二項(補充選挙人名簿

の登録の申出)の規定による登録の申出及び同条第六項(選挙人名簿の閲覧)の規定による閲覧の請求は、当該市町村の選挙管理委員会の職員につき定められている執務時間内にしなればならない。

附則
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二十六条、第二十七条、第二百二十二条及び第二百七十条の二の改正規定は、昭和四十年五月一日から施行する。

(適用区分)
第二条 この法律による改正後の公職選挙法第百四十条の二及び第二百一十二条の規定は、この附則に特別の定めがあるものを除くほか、衆議院議員の選挙についてはこの法律の施行の日(以下「施行日」という)以後はじめて行なわれる総選挙から、参議院議員の選挙については施行日以後はじめて行なわれる通常選挙から、都道府県知事の選挙については施行日から起算して一月を経過した日から適用する。

2 施行日以後はじめて行なわれる衆議院議員の総選挙の期日の公示の前日までにその選挙の期日を告示された衆議院議員の選挙、施行日以後はじめて行なわれる参議院議員の通常選挙の期日の公示の前日までにその選挙の期日を告示された参議院議員の選挙及び施行日から起算して一月を経過した日の前日までにその選挙の期日を告示された都道府県知事の選挙については、なお、この法律による改正前の公職選挙法の規定(第二十六条、第二十七条、第二百二十二条及び第二百七十条の二の規定を除く)の例による。

(補充選挙人名簿に関する経過措置)
第三条 昭和四十年四月三十日までにその選挙の期日を公示又は告示された選挙については、この法律による改正後の公職選挙法第二十六条、第二十七条、第二百二十二条及び第二百七十条の二の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 この法律による改正前の公職選挙法の規定により調製された補充選挙人名簿は、この法律による改正後の同法第二十六条、第二十七条及び第二百二十二条の規定にかかわらず、昭和四十年五月一日以後においても、なおその効力を有する。

(罰則に関する経過措置)

第四条 この法律の適用前にした行為及び附則第二条第二項の規定によりこの法律による改正前の公職選挙法の規定(第二十六条、第二十七条、第二百二十二条及び第二百七十条の二の規定を除く。)の例により行なわれる選挙に関してこの法律の適用後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。